令和3年度第9回 宮城県環境影響評価技術審査会 会議録

- 1 日時 令和4年3月25日(金)午後3時から午後5時まで
- 2 場所 WEB 会議 (宮城県庁行政庁舎 18 階 サテライトオフィス)
- 3 出席委員(8名)※オンラインによる出席

石井 慶造 東北大学 名誉教授

伊藤 晶文 山形大学 人文社会科学部 教授

内田 美穂 東北工業大学 工学部環境応用化学科 教授

太田 宏 東北大学 高度教養教育・学生支援機構 助教

田口 恵子 東北大学大学院 医学系研究科 准教授

永幡 幸司 福島大学 共生システム理工学類 教授

山本 和恵 東北文化学園大学 科学技術学部建築環境学科 教授

由井 正敏 一般社団法人 東北地域環境計画研究会 会長

(参考)

傍聴者人数:0名

4 会議経過

(1) 開会 (事務局)

本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、只今から、宮城県環境影響評価技術審査会を開会いたします。

本審査会は13名の常任委員及び1名の専門委員で構成されておりますが、本日は、常任委員13名中8名の御出席をいただいておりますことから、環境影響評価条例第51条第2項の規定により、会議の成立要件を満たしておりますことを御報告いたします。なお、本日は所用のため、平野会長、村田委員、野口委員、牧委員、丸尾委員から欠席との御連絡を頂いております。

本審査会につきましては、県情報公開条例第19条に基づき公開となっており、会議録につきましても、後日公開となりますが、個人のプライバシー及び希少な動植物等の生息・生育に係る情報については、非公開となります。審査の状況によっては、傍聴者の方には御退室願う場合もございますので、予め御了承願います。

また、傍聴者の方は、お手元の傍聴要領に記載の「会議を傍聴するに当たって守っていただく事項」を確認し、会議の円滑な進行について御協力をお願いいたします。

それでは、開会にあたりまして、環境対策課長の木村から御挨拶を申し上げます。

(2) 挨拶(環境対策課長)

木村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

開会に先だちまして、3月16日に発生した福島県沖を震源とする地震により被災さ

れました皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

委員の皆様におかれましては、宮城県環境影響評価技術審査会に御出席いただき、 また、本県の環境行政につきまして、日頃から御協力を賜り、誠にありがとうございま す。

今年度の技術審査会は、今回で最後となります。近年の風力発電事業の審査件数の増加を背景としまして、昨年4月14日の第1回から今回で既に9回目と、回数を重ねております。委員の皆様には多大な御協力を賜りまして、重ねて御礼申し上げます。

さて、環境影響評価制度は、事業の可否を問うものではなく、事業の内容を決めるに 当たって、環境への影響を調査・予測及び評価を行い、様々な意見を踏まえて、環境の 保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていくものです。

本日は、2月3日に審査賜りました、「(仮称) CS宮城加美町太陽光発電事業」に係る環境影響評価方法書に係る答申案についてご審議いただきます。また、報告事項が1件ございます。詳細につきましては、後ほど担当からご説明させていただきますので、委員の皆様におかれましては、環境影響評価制度が円滑に機能するように引き続き専門的・技術的見地に基づく審査をお願いいたしまして、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】

続きまして,資料のご確認をお願いいたします。本日の次第,出席者名簿の1枚もの。配布資料一覧の1枚もの。審査事項といたしまして,資料1-1(仮称)CS 宮城加美町太陽光発電事業「環境影響評価手続フローとスケジュール」,資料1-2 同事業 方法書に対する加美町長の意見について,資料1-3 同事業 方法書に対する技術審査会の指摘事項と事業者の回答,資料1-4 同事業 環境影響評価方法書,資料1-5 同事業 方法書に対する技術審査会答申(案),資料1-6 同事業 方法書に対する技術審査会答申(案)の形成でございます。

また、委員の皆様には、報告事項に関する参考資料を、資料 2-参考として、送付しておりますのでご確認願います。

それでは、ここから議事に入りたいと思います。本日は平野会長が所用により欠席のため、環境影響評価条例第51条第3項の規定により、議事につきましては永幡副会長に議長をお願いしたいと存じます。副会長よろしくお願いします。

(3)審查事項

(仮称) С S 宮城加美町太陽光発電事業 環境影響評価方法書について (答申)

【永幡副会長】

それでは議長を務めさせていただきます。

審査事項(仮称) C S 宮城加美町太陽光発電事業 環境影響評価方法書についてです。 本件について、稀少種の生息場所の特定に繋がる情報は含まれていないという報告を 受けておりますので、審議を分けずに進めたいと思います。

それでは事務局から説明お願いいたします。

【事務局】

資料 1-1 から資料 1-2 について説明。

【参考人】

資料 1-3 から 1-4 について説明。

【永幡副会長】

それではまず、事務局にお尋ねしたいのですが、欠席委員からご意見は届いておりま すか。

【事務局】

野口委員より事前にご意見をいただいておりました。なお、本日の正午までに事業者の皆様にも参考までに事前にメールで送付しているものです。では、野口先生のご意見を代読させていただきます。資料 1-2 の加美町長の意見を踏まえた上でのご意見になっております。加美町長意見(7)植物の項目に「重要な種が確認され、重要な群落が分布しており」という記述がございます。これらが具体的に何を示すのかは不明ですが、事業区域や近隣に特定植物群落等が含まれていないことから、町独自の情報に基づくものである可能性も考えられます。加美町が把握している植物種や群落等を見落とすことのないよう町とも確認・協議を行った上で慎重に調査・予測及び評価を行い、確実な環境保全措置を講じることを求めます。以上となります。

【永幡副会長】

ありがとうございます。今の野口先生の御意見に対して事業者さんのほうで回答はできますか。

【参考人】

回答はもちろん、町にヒアリングを出しましてですね、それをきちんと把握した上で 調査項目にしっかりと盛り込もうという回答になります。

【永幡副会長】

はい。それで結構です。確実にやってください。

【参考人】

はい。ありがとうございます。承知いたしました。

【永幡副会長】

はい。それでは、他の委員の皆様から質問等があったらお願いしたいのですが、いかがでしょうか。石井先生お願いします。

【石井委員】

調査及び予測の手法について、具体的な記述がされていないと書かれております。私 のほうもそれについて触れなかったのですけど、事業者のほうとしては、具体的な手法 とはどんなふうになされるのか、説明していただけるとありがたいです。

【参考人】

加美町さんの意見はまだ直接は調べていない状況なのですが、具体的な手法というのは、それに関しては、加美町さんと協議をしていこうと考えております。以上でございます。

【永幡副会長】

石井先生お願いします。

【石井委員】

具体的な方法というのは、ここに日本気象協会の方がいらっしゃいますよね。この業者じゃない人たちで風力発電の時にちゃんと指示し理解してくださっているんですね。それが、窪地の表面にリター層があって、まずリター層の下の土を1cm取って測るという手法です。これは毎回なんですけど、ほとんど日本気象協会の人が入っているので、この中にそれをちゃんと入れておくとよろしいのではないかと思います。

【永幡副会長】

ありがとうございました。気象協会さんごめんなさい、私も専門的な言葉でよくわからないところがあったんですが、これは協会内でできるかどうか分かりませんが、共有していただいて同様の手法ができるようにコンセンサスを取っていただくことは可能でしょうか。

【参考人】

方法に関係しては 308 ページ以降載ってまして、これは私は直接知らないんですけど、 先生のほうからご指導いただいてるそれに則って実施したい、リター層と地層 $0\sim1$ cm、 地層 $1\sim2$ cmの 3 層を基本とするということは、一応 312 ページに記載がございます。また、記載の調査にあたりましてはまたご指導をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

【石井委員】

はい。よろしくお願いします。加美町のほうで、これは具体的な方法でないと思われたのかもしれませんけど、これを見るとそうですよね。ちゃんと、現地調査というところで3層を基本とするって書いてあるから、一応具体的なことを言っているんですよね。

【参考人】

はい。そのつもりでおりましたけど。

【石井委員】

はい。そうですよね。加美町長のほうがここのところをよく読まなかったというわけですよね。

【永幡副会長】

石井先生から見てもとりあえずこれくらい書いてあったら大丈夫だっていう判断でよろしいですか。

【石井委員】

そうですね。ぼくもちょっとうっかりしてまして加美町長が言ってなかったから、書いてなかったのかなって一瞬思ったんですけど、あの参考人に言われてしっかり書いてあるので、これでいいということです。

【永幡副会長】

はい。じゃあ、この件はこれでよろしいでしょうか。

【石井委員】

はい。

【永幡副会長】

はい。ありがとうございます。他いかがでしょうか。伊藤先生、これで大丈夫ですか 回答は。

【伊藤委員】

はい。一般的にお伝えしている内容でそれに対応して、回答していただいているので、 近年、災害関係は恐らく事業者さんも随分意識されていると思いますので、特にソーラ 一の場合は一気に全部持っていかれて事業者さんも困るでしょうし、もちろん住民も困 るということなので、あと施工した後に土砂が流出するっていう報告事例なんかも他の 事業で聞くこともありますので、そういったことも重々ご承知の上で対策をされるとい うことだと思いますので、しっかりと対策をしていただければと思います。

【参考人】

はい。承知しました。

【永幡副会長】

はい。他いかがでしょうか。はい、太田先生お願いします。

【太田委員】

はい、すみません。ちょっと教えていただきたいというか、ちょっと今、図書の中で見つけられなかったので、動物の轢死のことを指摘して十分な回答をいただいているのですが、轢死なので交通量が当然関係してくるので、交通関係の調査の地点とかどこを見れば分かりますかね。

【永幡副会長】

じゃあ, 事業者さん回答お願いします。

【参考人】

交通量の調査につきましては、道路交通騒音調査に並行して行うつもりでございまして、方法書の 238 ページにですね、249 ページも同じですが、沿道の地点がございますので、そこで交通量を測定いたしますので、一応そこで把握できるというふうに思っております。また、既存の資料があれば、ちょっと探してみたいと思います。以上でございます。

【太田委員】

はい。分かりました。私が動物のほうで指摘したことに関しても考察に至るデータが 取れそうな位置で測定されるみたいですので、結構だと思います。ありがとうございま す。

【永幡副会長】

ありがとうございます。動物のほうも1点で大丈夫なんですね。交通量を測るのは音に関しては住居のあるところだけで測るんですけど。

【太田委員】

これは推測ですけれども、この地点に鹿又川という赤丸の地点がありますけど、ここを通過して行って、通過しないで手前までで止まってしまう車とかこの一本道であまり考えられないので、ここでカウントしておけば大丈夫なんじゃないかなって気がしますね。

【永幡副会長】

分かりました。はい、ありがとうございます。他いかがでしょうか。山本先生お願い します。

【山本委員】

ソーラーパネルの設置に関してですが、ほとんど造成しない形で進めるんだろうなと 思うんですが、そうなってきますとソーラーパネルの高さを揃えるといったような景観 に配慮すると、高さも揃えるといったようなことも配慮しないといけなくなってくると 思うのですが、準備書の段階である程度断面図みたいなものは出していただけますので しょうか。

【参考人】

高さというのは架台の高さ、パネルの設置の位置の高さといったことでございましょうか。

【山本委員】

ええ。パネルの高さが地形に合わせて凸凹するようだと景観的に問題が出てくるので、 ある程度整然と高さを揃えることになるんじゃないかと思うのですが。

【参考人】

そうですね。基本的に、地形なりということを考えておりまして、元々こちらがゴルフ場でございます。なので、大幅なアップダウンというのがなかなかないようなことが前提になっておりますので、基本的に高さをある程度揃えてきて、あまり高くしたり、例えばある地点が4mであるのに対して、12mというのもできません。逆に言うと、そのある程度あり得ないであろう構造物で、じゃなくて、許可必要だったりしますので、基本的にパネルの高さは地形なりにきれいになれるようになっているケースが多いんですね。大幅に違わないところはある程度高さは作れることは十分に可能でございますが、ある1点と1点が10mも違う所を高さを揃えるということは不可能でございますので、それにつきましては、できる限り揃えるということで景観に配慮するといったことは頑張らせていただきます。なので、どこが何mなのかということは今の段階で、準備書の段階で、全ての断面を切るといったことはなかなか難しいことでございますので、どのようになるのかっていうことは、やり方は考えてみたいと思います。いわゆる説明ですよね。どのような表現で、ほかにどのような表現があるのっていう。

【山本委員】

そうですね。表現の仕方。こういう方針で整備していくということが,準備書で説明 されていると安心だと思いますので,よろしくお願いいたします

【参考人】

分かりました。どこまでご期待に応えられるか分かりませんが、できるだけやってみたいと思います。ありがとうございます。

【永幡副会長】

はい、ありがとうございます。あとは、いかがでしょうか。内田先生お願いします。

【内田委員】

諮問の時に特段指摘しなかったんですけども、加美町長の意見にありますように、廃棄物の発生に関係するんですが、太陽光発電に関しては大量のソーラーパネルという素材というか設備を設置してそれを、いずれ、今後日本国内でも大きな問題になるであろう大量の廃棄物が発生するということで、本事業に関しても大量の太陽光発電パネルを

設置するので、それに関して環境影響評価項目として温室効果ガスの排出に関する予測 というものが設定されていないんですけども、それに関して評価するということを準備 書の段階で盛り込むということは可能でしょうか。

【参考人】

ごめんなさい、ちょっと難しくて。具体的にどのようなことを調査するべきだと理解 すればよろしいでしょうか。

【内田委員】

そうですね。廃棄物が発生するということに関して、例えば太陽光発電を行うときに、他の発電方法と比べていろいろと燃料を使うということはしないんですけども、すみません。あまり長くならないほうがいいんですね。すなわち、今回の発電に伴って、どれくらいの温室効果ガス量の削減が見込まれるのかということを算出していただくことは可能でしょうか。

【参考人】

ということは、他の発電方法がどれくらい CO₂ を出しているのかっていうことが分からないといけないっていうことですね。

【内田委員】

そうですね。比較問題になるんですけど。例えば今回の太陽光発電で見込まれる発電量を例えば火力で行った時に対してどのくらいの二酸化炭素の量の削減が見込まれるのかどうか。

【参考人】

気象協会さんデータってお持ちですか,我々も,申し訳ない,他の発電方法は分からないのですが。

【内田委員】

電力中央研究所とか、あとは環境省とかが主導になって、おおよそのそういった温室効果ガス排出量をざっくりと算出する手法っていうのはあるんですね。それでよく、風力発電を設置している事業者の方法書とかではそういったところから、火力発電に対して同等の発電を行う時に風力発電ではこのくらい削減が見込まれるということで概算してデータを提示してもらっています。ということで、概算で構わないので、太陽光発電を行う時の、見込まれる削減量を。

【参考人】

削減量ですね。

【内田委員】

はい。

【参考人】

元データが、他のデータがあれば可能かと思いますので、我々の場合は基本的にはそれはないというかゼロなので、差を出せばよいので、他のデータさえ見つかるのであれば、それが妥当なものであるならば可能かと思います。

【内田委員】

どのようなタイプで発電するのかによって、概算する方法が出ているので、そこから 火力の中でもいろいろなタイプの燃料によって、いくらくらいの温室効果ガスの排出量 が見込まれるっていうのが設定されているので、それとの比較で構わないと思います。

【参考人】

承知いたしました。ありがとうございます。やってみます。

【内田委員】

よろしくお願いします。

【永幡副会長】

よろしくお願いします。気象協会さんもいろいろな所でいろんなアセスをやっているでしょうから、そういうところでの知見等も活かしながらぜひ計算してみてください。 お願いします。

あと、他いかがですか。由井先生、次お願いします。

【由井委員】

はい。動物のところで5番目ですね。3ページの一番上で、太田委員がフェンスのことを御指摘しておりますけど、それからもう1つ、方法書の生態系のところでね、上位性種がキツネを扱っております。それから、加美町長さんからツキノワグマとかイノシシ、サルが出没するようになると困ると意見が出ておりますけれども、ここのフェンスはですね、両方に東西に分けて全部を囲むと思いますけれども、例えばキツネはその中を通れるように穴を開けますか。事業者はいかがですか。

【参考人】

穴を開けるとおっしゃるのは、下を掘るという意味でございますでしょうか。

【由井委員】

下にネコの, 家に出入り口のような戸を付けるでしょ。穴を付ける。

【参考人】

キツネが通れるように一部を開閉式の、上からブランブランするようなそういう板を

つけるイメージでしょうか。

【由井委員】

そうですね。

【参考人】

そうですか。私ども今までは採用したことは,・・・ 《音声の乱れ》

大きさに合わせていく感じですかね。

【由井委員】

そうですね。他の案件で宮城県だったかな、野ウサギよりも小さいエサ動物なんです けど、それは通れるように穴を開けるって言ってましたけどね。

【参考人】

そもそも穴を開けるってことですね。分かりました。フェンスに穴を開けるってことですね。下のほうに。

【由井委員】

そうですね。中型・小型の哺乳類はそれでいい訳だけども、イノシシとかクマとかカ モシカもいるようですけれど、これは基本的には中に入れませんよね。

【参考人】

はい。それは難しいことでございますね。人が通れてしまいます。

【由井委員】

そうですね。そうしますと、加美町長さんの意見のように周りのフェンス沿いにずっと移動していくことになりますから、それがその先に農地や住宅地があると、住宅や農家の方に迷惑がかかりますから、何らかの対策を立てる必要があると思いますけれども。まあ、今回の方法書では、センサーカメラや痕跡で調べるだけですけど、出現頻度でどこが危ないかというのを判断して対策を立てるのでしょうか。

【参考人】

ごめんなさい。まだ、そこまでは分かりませんが、それも含めて検討させていただきます、出現頻度ですね。

【由井委員】

はい。分かりました。以上です。

【永幡副会長】

はい、ありがとうございます。他いかがでしょうか。大体見た感じ、今回の回答に関することは全て議論が出来たかと思いますけれども、他よろしいでしょうかね。はい、では他になければ、この件についての質疑はここで終了したいと思います。参考人の皆様ありがとうございました。ここで退席をお願いいたします。

<参考人 切断>

【永幡副会長】

それでは次に、答申案の形成に移りたいと思います。事務局から説明をお願いします。

【事務局】

資料 1-5・1-6 について説明。

【永幡副会長】

はい、ありがとうございます。まず、欠席委員の意見がありましたら、教えていただけますでしょうか。

【事務局】

はい。野口先生から事前にご意見を3点ほどいただいておりましたので、代読させて いただきます。

個別的事項(4)植物についての御意見です。1点目,「指摘事項(1)のススキ群落の件と造成計画の件は,答申の文言を分けていただきたい。なぜなら,造成計画区域は道路の東側のススキ群落にはなく,むしろ,道路の西側に多く存在しているためです。」とのことです。2点目,人と自然との触れ合いの活動の場についての御意見です。「加美町長意見で,多数のルート地点等が指摘されております。町の指摘に沿って評価対象を増やすことを念を押す文言を入れられないでしょうか。」調査地点の追加に関する御意見ですね。3点目,「薬薬山から続く鳥獣保護区の一部であること,県立自然公園に隣接することを,特に全般的事項に含めてはいかがでしょうか。他事業の例も参考に決めていただければと思います。」という御意見になっております。参考までに鳥獣保護区の指定状況については,方法書の150ページと自然公園については148ページに記載がございます。薬薬山についてが県立自然公園船形連邦の第2種特別地域に指定されている点。また,鳥獣保護区については事業区域も含めて,薬薬山鳥獣保護区が含まれている点が野口委員から答申案への言及の御意見もいただいておりました。

【永幡副会長】

はい,ありがとうございます。この意見どうしましょうね。まず,この辺について議論をしてしまいましょうか。まず,1点目がススキ群落の件ですが,どうなんでしょうね。分けてしまえばよいという結論でよろしいんですか。今日は確か,植物の先生が誰

もいらっしゃらないんですよね。いいですかね。これは野口先生の意見を反映してくだ さいということで。あっ、太田先生お願いします。

【太田委員】

大したことではないんですけど。論理的な問題なんで、専門的、専門的じゃないということではなくて、国語の話というか、この文書だと理由になっていないことにして群団のことを言っていることにしているので。

【永幡副会長】

なるほど。じゃあ、これはそれでいきましょう。それで、細かなことなんですけど、 群落と群団と言葉が、答申案に関しては群団になっていて、野口先生の意見だと確か群 落って言葉を使われていて、さらに、答申の口のほうでもヤナギのほうは群落ってなっ ているんですけど、群落と群団の使い分けってどうなっているんですか。太田先生お願 いします。

【太田委員】

個別のことは分からないんですけど、群落と群団は、植物生態学上、別の階層の言葉 なので、野口先生が使い分けているんだとしたら、何か意味があるんだと思います。

【永幡副会長】

なるほど。今回の野口先生の御意見のほうで「群落」という言葉が使われていて、事務局に作成していただいた案のほうでは「群団」となっているのですけど、これは野口先生に確認して、どっちの言葉にしますかって聞けばよいでしょうかね。野口先生の1件目に関しては、それで結論が出たということにしましょう。

次が、人と自然との触れ合いの活動の場を、加美町長からいろいろ意見が出てきたので、評価対象を増やせってお話になっているんですけど、これはどういたしましょうか。たくさん入れたら入れたで迫力が出てくる気がしますけど、一方で、読みづらくなるなあというような気もいたしますが。どうでしょう。加美町長のほうでたくさん書いてあるから、ここはメリハリつけて、本当にその中でもいくつか重要そうなことが書いてある今の状態のままっていうことにしましょうか。いいですか。はい、じゃあ、ここに関してはそのような対応にしたいと思います。

3 点目が、事業区域が鳥獣保護区であること、それから県立自然公園に隣接していることを、例えば全般的事項の中に含めたらどうだろうかって御意見ですが、事務局に確認したいんですが、今までにこういう例でそういう対処したことってありますか。

【事務局】

県立自然公園や鳥獣保護区等の指定状況についてですね、全般的事項に例えばですけど、また、事業区域周辺は県立自然公園や鳥獣保護区等に指定されることから、自然環境に与える影響が大きいと考えられるので等の文言は作ったこともありますので、周辺の他事業を踏まえながら文言を調整することは可能でございます。

はい。以前にも入れたことがあるのであれば、入れるに越したことはないと僕自身は 思うのですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうかね。はい、それではこれに関し ても入れていくってことで、細かな文言についてはいつも平野先生がおっしゃるように、 形式的には、今日議長をしている僕に一任ください。ただ、事前に皆さんに回して揉ん でいていただくってことはしたいと思います。

では、野口先生の御意見のところはこれで片付きましたので、それ以外のところで、皆さんの御意見を伺いたいのですが、いかがでしょうか。はい、由井先生お願いします。

【由井委員】

先ほど、質問した動物の行動の変化についてですけど、(3)動物へのところですけれども、フェンスと行動圏についても書いてありますので、これはここで全部読み取るということで、加美町長さんも調べた結果保全措置を講ずるということで、いいかと思いますが、ただ加美町長さんは事後調査もしてくださいって書いてあるので、保全措置したとしてもクマやイノシシが大量に出没するのであれば困るので、その責任をやはり事業者に取ってもらうのであれば、事後調査を行って必要に応じて保全措置の追加を行うことというようなニュアンスをこの(3)のへの末尾につけておいたほうがよろしいかと思いますので、よろしくお願いします。鳥のほうはこれで結構でございます。

【永幡副会長】

はい。ありがとうございます。ここに関しては、事務局のほうで文言を加えていただくってことでお願いします。イノシシとかツキノワグマとか、加美町長さんが具体的に名前を出してきていますけど、そこまでは大丈夫ですよね。

【由井委員】

はい。たくさんいますんで、大丈夫かと思います。

【永幡副会長】

はい。分かりました。ありがとうございます。他はいかがでしょうか。はい、田口先生お願いします。

【田口委員】

(6) の景観のところで、薬薬山は山頂からの眺望点として価値が高いと書いてあって、 上から見た眺めを調べなさいと書いてあるんですけど、実際には下からも重要だと思い ますし、多方面から見てっていうことを加えていただけるといいのかなって思うのです が、いかがでしょうか。

【永幡副会長】

はい、そうですね。どうでしょう、文章は簡単に直りますか。

【田口委員】

直ぐには思いつかないんですけども。

【永幡副会長】

では、多方面から見てちゃんと評価しろってことを入れるってことで、細かな文章に関してはまた一任していただくってことでよろしいですか。

【田口委員】

はい, ありがとうございます。

【永幡副会長】

はい。では、そうさせてください。他はいかがでしょうか。さっきの議論の中で話題になっていた CO₂ の削減量の話は入れ込まなくて大丈夫ですか。今の(8)のままだけだと、入らないような気はするんですけれど、内田先生いかがですかね。

【内田委員】

そもそもこの答申案の形成のほうで、温室効果ガスって入ってたので、それを拝見しての私の発言だったのですけど、ここに削減量って書いてあるので、削減量って考えた時に事業者の方がおっしゃていたように、何かに比較してどのくらい削減されたかって話なので、比較対象を何にするのかってことも明記するのであれば、「他の発電手法と比較した時の削減量を算出し」ということを入れたらいいのかもしれないんですけど。

【永幡副会長】

どっちがいいんですか。入れたほうがいいんですか。それとも、このままさっき言ったからいいやというぐらいのことなんでしょうか。そこが判断つかないので、教えていただけるといいんですけれども。

【内田委員】

削減というからには、繰り返しになって申し訳ないのですけども、比較対象がなければ削減ということを算出できませんので。では「他の発電手法」ということで、幅広く事業者の方が評価しやすいように、他の発電手法と比較していただいて、ということだけ入れていただければと思います。

【永幡副会長】

分かりました。事業実施による削減量のところに、他の発電方法と比べて、という句を入れればよろしいですね。

【内田委員】

はい、お願いします。

はい、ありがとうございます。他はいかがでしょうか。大体、漏れなく書けている感じでしょうかね、これで。伊藤先生、大丈夫ですか。はい、ありがとうございます。あとは、放射線のところは、石井先生、これで十分でしょうか。

【石井委員】

ええ,今日確認したんで,方法書にちゃんと明記してあるので,いいんじゃないかと 思います。

【永幡副会長】

はい。分かりました。ありがとうございます。そうすると、太田先生もこれでよろしいですよね。

【太田先生】

はい,いいと思います。

【永幡副会長】

はい、ありがとうございます。そうすると、これで以上全て、話題になった項目は網羅したように認識してますが、いいですかね。では、よろしければ、これで質疑を終了にして、(仮称)CS宮城加美町太陽光発電事業環境影響評価方法書に対する技術審査会の答申に関しては、今回出た議論を踏まえて修正したものを答申として、細かな文書の表現につきましては、副会長一任としてよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。それでは、答申に関しましては、私と事務局で調整した上で作成し、皆様にご確認いただきたいのでよろしくお願いいたします。

(4)報告事項

鳴子温泉郷周辺の7つの風力発電事業に対する反対署名について

【永幡副会長】

続きまして、報告事項の鳴子温泉郷周辺の七つの風力発電事業に対する反対署名についてです。事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

はい。事務局からご説明させていただきます。配布資料資料2の参考を見ていただければと思います。事前に送付させていただきました本資料の通り、環境影響評価手続き中の風力発電事業について、「鳴子温泉郷のくらしとこれからを考える会」様、「日本雁を保護する会」様、「NPO法人田んぼ」様から、宮城県知事に対して、事業の白紙撤回を求める反対署名3095筆が提出されました。

その際、反対運動については、宮城県環境影響評価技術審査会に対してもお伝えする

ように、要望があったことから、今回この場を借りてご報告させていただくものでございます。

対象とされている事業は、いずれも仮称ですが、六角牧場風力発電事業、宮城山形北部風力発電事業、宮城山形北部 II 風力発電事業、大崎鳥屋山風力発電事業、宮城西部風力発電事業、ウィンドファーム八森山。そして JRE 宮城加美町ウインドファームの計 7事業となっております。

これらの事業については、大崎市、栗原市、加美町、色麻町に新規で建設を計画する 風力発電事業であり、いずれも環境影響評価法第1種事業として、審査を進めておりま す。

JRE 宮城加美町ウインドファームについては、環境影響評価書の手続きが終了しまして、現在着工中、大崎鳥屋山風力発電事業は、計画段階環境配慮書手続きが終了。その他の5事業については、令和3年度中に、環境影響評価方法書の手続きが終了しております。

県に対する要望事項について一部、代読させていただきます。下から2段落目でございます。「性急で安易な乱開発は地域の景観を損ね、健康被害の恐れもあり、自然環境を破壊し、近年の大雨などによる自然災害のリスクを高めてしまうことが懸念されます。これは、今の私達の世代だけではなく、子供や孫などの将来世代にも大きな禍根を残すものと考えています。人口約5,300人の鳴子地域周辺の風力発電事業計画に対して、3,000筆を超える署名が地域内外から集まったことを、宮城県は真摯に受けとめ、事業の白紙撤回を検討していただきたく署名を提出いたします。また、このような署名運動が起きていることを、環境影響評価技術審査会へお伝えいただきますようお願い申し上げます。」以上でございます。

環境影響評価書の手続きが終了した JRE 宮城加美町ウインドファーム以外の事業については、環境影響評価書が提出された際、審査会において、技術的な審査を賜ることになりますので、委員の皆様におかれましては、専門的技術的見地から、引き続き十分な審査をお願いいたします。事務局からのご報告は以上でございます。

【永幡副会長】

はい。ありがとうございます。それでは質疑に入りたいと思います。ただいまの説明に対しまして、ご意見ご質問等ございますでしょうか。太田先生お願いします。

【太田委員】

1点、団体が出してきた文章の中で JRE 宮城加美町ウインドファームの事業において 昨年末に土砂崩れが発生したのを隠蔽していたことが明らかになりましたっていうこと 書いてあります。この事実関係について、県が把握していたらお願いします。

【事務局】

当該事業につきましては、そういった山地災害が起こったことについてですね、アセス手続き以後に、林地開発の手続きを行っておりまして、そちらの関係部局と、発生後のやりとりはしているという情報は把握しております。

【太田委員】

土砂崩れがあったことは事実ですね。それから資料隠蔽したと言ってるんですけどそれは事実ですか。

【永幡副会長】

事務局いかがですか。

【事務局】

こういった事故が起こったことに関しての報告が遅れたという情報は把握しております。事故が12月に災害が発生した中で,新聞情報として取り上げられたのが1月になったと。そういった部分での情報を把握しておりました。

【太田委員】

分かりました。だからどうだってことじゃないですけど、本当なのかなというふうに、 はい。

【永幡副会長】

はい、ありがとうございます。他はいかがですか。実際のところ隠蔽なのか報告が遅れただけなのかってよく分からなくて気にはなるところではありますけど。はい。よろしいでしょうか。石井先生お願いします。

【石井委員】

村井知事に出したこの文章をですね。これについて我々は、何をコメントすればいいのかなあというのがいまいち。あんまり何か言うと、新聞に出されましたから、変なこと言えないなあという気がして、どういうようなコメントをしたらいいのか。何でもいいっていうことなのか。さっき審議してくださいって言われたけど、何を審議すればいいのか、よく分からないのですけど。さっき太田先生が言ったように、ここに書いてあることは、本当なのかぐらいしか、言えなくなっちゃいますけどね。

【永幡副会長】

審議というかこれは多分、報告事項で、審議してくださいっていうのは、事務局がさっきおっしゃったのは、おそらくこの後に、これらに関連する環境影響評価の準備書が出てくるのでそれを審査してくださいって意味だと思いますけども。事務局お願いします。

【事務局】

ご意見ありがとうございます。永幡副会長がおっしゃるとおりで、あくまでもこの署名に関しては、宮城県知事に対して、事業の撤回を求めるご署名であったこと。それに加えて、審査会の委員の皆様に対しても、こういった反対署名が起きてるんだというこ

とを伝えて欲しいというご要望がありましたので、あくまでも審査会に対しては、こういったことがありましたというご報告でございます。先ほどの審査というものについては副会長からご説明いただいたとおり、今後のアセス手続きが進む際には、引き続き、専門的な技術的見地からの審査を賜りたいというご意見でした。失礼いたしました。

【永幡副会長】

はい。ありがとうございます。石田先生、よろしいですか。

【石井委員】

そうすると、このことについて認識しておけということで終わりなんですか。

【永幡副会長】

特に何かこれだけは言っておきたいということがなければ恐らくそういうことなんだと思います。

【石井委員】

ですよね。こういうこと言ってますよっていうことを認識するっていうことですよね。

【永幡副会長】

はい。だと思いますね。

【石井委員】

これからいろんな手続きを、評価書や方法書とか、そういうのが出たときに、我々が、彼らの言ってることを意識しながら、技術的な専門的な立場から、意見を述べていくということで、よろしいでしょうかね。はい。わかりました。

【永幡副会長】

はい。太田先生お願いします。

【太田委員】

それに関してなんですけど、この文書にわざわざこの審査会を名指しで伝えてくれって言ってきているわけですが、今日の冒頭の課長の挨拶にもあったように、この審査会は事業の可否を議論するものではないって言われているので、私たちは、駄目だと何とも言えない立場なわけですよね。だけど逆に言うと、こういう一般の方はそう思ってないかもしれないので、この審査会はそういう会じゃないですよって説明してもらわないと。こう言ってるのに、この審査会は何もしていないじゃないかっていう批判が出かねないわけですよね。だから、課の方では、もしこういう話が来た時は、この審査会はそういう、決める会じゃないですよということも説明していただかないとこっちも困っちゃうなという気がするんですけど。

太田先生ありがとうございます。全くそのとおりだと思いますけど、いかがですか、事務局としては。

【事務局】

アセスの制度そのものがやはり事業の可否を問うものではないということになっておりまして、その趣旨につきましても、要望書を受け取る際に、相手方にきちんと説明をしていることをご理解いただければというふうに思っております。

【永幡副会長】

はい。ありがとうございます。宮城県のホームページで環境影響評価の説明とかのページありましたよね。そこにも多分書いてありますよね。最近見てないのでちょっとあやふやですけれども。

【事務局】

そうですね。ウェブサイトについてはもちろん、こちらで管理しているものですので、 そういったご意見も踏まえまして、制度の趣旨という部分ですとか、よく分かりやすい ような情報発信を引き続き努めていきたいと考えております。

【永幡副会長】

はい。お願いいたします。環境影響評価技術審査会としては、これまで通り出された 図書に対してそれぞれの専門の立場から、事業に対してその環境の影響をどうしたら抑 えることができるのか。評価書や準備書で出されてきたようなものが、環境対策として 十分なものであるのか否かっていうのを審査して、さらにどうすべきかっていうのを、 それぞれの専門的な見地から意見をするというスタンスを保つっていうことで、そうい う理解でよろしいですよね。伊藤先生お願いします。

【伊藤委員】

今回いただいたその署名について、宮城県はどのような回答をされたのか、教えてい ただければと思います。

【事務局】

はい。いただいた署名を、まずは真摯に受けとめるということで、ご回答させていただきました。その上で、環境影響評価法に基づいて、引き続き、県といたしましても、地域住民への丁寧な説明と、周辺環境等への十分な配慮を求めるよう(事業者へ)回答いたしました。

【永幡副会長】

伊藤先生お願いします。

【伊藤委員】

はい、ありがとうございます。そういう形で回答されると思いますが、この署名の中で、北海道大学の先生が、何かしらの調査をして、健康リスクが大きいといったことも出されてますけれども、こういった署名の形で出されるのも結構なんですが、事業を行っていろんな評価書とか、図書を出していくときに、住民の意見とかを出す機会もありますので、そういった形でも伝えていくことができるということも併せてお伝えいただけると、私達の方もそういった図書を読みながら、いろんな意見を伝えて答申も考えていきますので、そういった示唆もしていただければ、或いはすでにしてるのかもしれませんけれども、よろしくお願いいたします。

【永幡副会長】

はい。事務局お願いします。

【事務局】

ご意見ありがとうございます。そういった制度としての意見の出し方なども,方式も 含めまして分かりやすいように,引き続き情報発信に努めて参りたいと思います。あり がとうございます。

【永幡副会長】

はい、ありがとうございます。内田先生お願いいたします。

【内田委員】

ほとんど伊藤先生と同じですけども、例えば署名に関して、県の方に、事業の白紙撤回を検討していただきたくということで書かれているんですけれども、例えば環境影響評価とかそういう面を離れて、事業自体に関して災害リスクがあるときに、宮城県としては事業の中止勧告とか、そういうことをできる権限っていうのはあるんでしょうか。

【永幡副会長】

事務局いかがですか。

【事務局】

まず、アセス制度としては事業の可否を問うものでは、立場にはないという制度趣旨はご理解の上でなんですけれども、このアセス手続きが終わった以降に、それぞれの開発行為について、例えば林地開発ですとか、それぞれの許可基準がございますので、その中で、許可基準に適合した事業となるように許可ですとか、それらの手続きを進めていくことになろうかとは思います。

【内田委員】

分かりました。ありがとうございます。

はい、ありがとうございます。他いかがでしょうか。由井先生お願いします。

【由井委員】

今との関連ですが、例えばですね、ソーラーに関して岩手県では、遠野市というところが、1 ヘクタール以上のソーラーは開発不可だという条例を作ってるんですよね。だから、この加美町を含めてですね、住民の方が、市町村の条例として、県のアセス審査基準ではない、非常に小規模の風力やソーラーに対し、自ら何ヘクタール以上、何キロワット以上は駄目ですという条例を作るのは、認められているのでしょうか。

【永幡副会長】

事務局お願いします。

【事務局】

はい。ご意見ありがとうございます。アセス制度としての許可基準の中で、なかなか大規模ではない開発行為については、この制度の中で抑えることができなくて、それ以下の事業に対してですね、何らかの意見等やご不安の声がお聞かせいただけるのは承知しておりますので、県といたしましてもアセス制度等とは別に同時進行で、他の何らかの制限ですとか、情報を把握する手段がないのかという手続きについては、現在検討している段階になります。

【由井委員】

いずれポリシーとか、県条例とは別に、市町村条例で任意に、規模とか、面積を規制 することは可能なんですね。

【事務局】

そうですね,各市町村によっては,そういった開発行為に関して,独自の条例を制定して,情報を把握するという手段を用いているところもございますので,今後そういったお話はまだ検討されてない市町村などにおいても,十分に可能性はあるかと思います。

【由井委員】

はい。あともう一つですけどね、先ほどお話がありましたけど、北海道の先生がこの反対書の中に七つの風力発電事業の複合的な影響を予測した結果云々って書いてあるんですけども、問題はですね、この宮城県の審査会が、累積的に複合的な影響をどこまで、把握したり評価したり、意見を出せるかということですよね。通常は後発の開発事業者が累積影響を、自ら示さなきゃいけないけれども、こういうことがよくあります。例えば猛禽類ですとね、先発の事業者がデータを出さないので、後発事業者が累積影響計算できないということでやりませんでした、で終わりなんですよ。だから、累積影響評価が全く機能していない。このアセス制度においてですね、どう我々がクリアしていけるかということで、七つ全部が住宅に複合影響が出すってことは距離的にありえないと思

いますけども、一つか二つ周辺に(事業地が)できたときの、ある特定の地域に対する累積影響を評価する時にやっぱり後発の事業者が、当然累積益をしなければいけない。これが大前提なんですよね。そうしますと、先行事業者が出さないからできませんでしたでは駄目ですよと、そういう場合は自ら工夫して調べなさいと。これも言うしかない。私は猛禽類の方でいろいろこういう問題抱えてるので、今後は必ずそういう思想を言おうと思ってますけども、そういう面で、この署名が出てきたということは、そういう私のようなケースもあるので、宮城県の審査会としては今後いろいろ考える必要があるというふうに思いました。以上です。

【永幡副会長】

はい、ありがとうございます。今の由井先生のご意見に対して事務局から何かコメントとかありますでしょうか。

【事務局】

ご意見ありがとうございます。審査会としてのご意見の中に、そういった累積的な影響についても表記されることは、より一層の指摘事項の充実に繋がるかと思いますので、 ぜひ引き続きご意見いただきたいと思っております。ありがとうございます。

【永幡副会長】

はい、ありがとうございます。おそらく累積影響をちゃんと計算できるように、もしかするとこれから評価書とか出てきた時に、他業者が累積影響の計算ができるようにちゃんと資料を提供することっていうのを意見として出しておく必要があるのかもしれないですね。事業が起きそうな場所は分かるわけですから、そういう時には必ず審査会の意見として、それを出すぐらい形を作っていければ良いのかなと思いました。

【由井委員】

それはいいことですね。そうしましょう。

【永幡副会長】

はい、ぜひそういう方向でいきたいと思います。あと北海道大学の先生の話が出てきましたけれども、たまたま僕の知り合いだったのでちょっと聞いてみたんですが、彼自身は(事業地が)どこにあるのかっていう細かい位置っていうのは分からないから、いろいろな仮説を立てて、最も影響が大きくなる条件でするとこういうことが起きますよっていう計算をしたみたいで、不確定な要素が多いから、はっきりしないし、それ以上に健康影響はよく分からない。だけど、可能性としてはあるから、予防原則って考えることは必要あるという言い方で資料を出したっていう話をしていて、その中で一部分だけが切り取られてここに使われてるっていうことのようです。

なので、累積影響をちゃんと計算しなきゃいけないってことに関しては間違いないことで、その上で、じゃあどれぐらいのことが起きそうかっていうのはちゃんと見積もってもらえればいいんですけど、一方でこの風車に関しては、日本でも世界的に見てもち

ろんですけども、健康影響に対して十分なデータが集まってないっていうのが、実のところなので、例えば宮城県でも今後はこの手のものに関しては、事後調査をちゃんと義務づけて、騒音の大きさもちゃんと測ってもらうし、住民に関する調査も何らかの形できっちりするっていうことをやっていかないと、反対派と作りたい人たちの間のコンフリクトっていうのはいつまでたっても終わんないのかなっていうのはこれを見てて思いました。以上、率直な感想です。他いかがでしょうか。石井先生よろしくお願いします。

【石井委員】

先ほどの近隣の住民の意見を聞いた上で事業を進めてるかっていうことを考えると、 やっぱりしてないですよね。これは基本的に間違いで、やはり、住民の近くに作るわけ ですから、必ず住民の同意か、または意見を交換するっていうのは必然じゃないですか ね。なんでもかんでも、勝手に作っちゃいますよっていうのは、どっかの国みたいに勝 手に攻めてくると同じことになっちゃって、相手の気持ちも何も考えないでやっちゃう と、それがこの署名だ何だかんだって、いろんな人たちのものを反映してるんじゃない かと思うんですね。だからやっぱり意見を聞いた上での事業なのか、ちゃんと説明され ているのかということをやった上での事業じゃないといけないんじゃないかって気がす るんですよね。それをこれは言ってるんじゃないかなと。技術審査会って書いたのは, 恐らく、そういうことを議論してるところって、ここしかないから書き加えたんじゃな いんじゃないかなと。彼らは本当に業者さんから何もデータが得られない。アセスの技 術審査会の情報しかないっていうふうになってるのではないかなということで、大変重 要な話じゃないかなと。やっぱり住民の意見や考えを無視して事業を進めることは、や っぱりいけないことだと思うんですよね。そのことを強く言っているんじゃないかなと 思っているんです。だから、そういったことをちゃんと、取り入れてやんないといけな いんじゃないかなと。環境アセス技術審査会も、ちゃんと住民の意見を聞いてやってる んでしょうねっていうのは、やっぱり事業者に尋ねる必要があるんじゃないですかね。 よろしくお願いします。

【永幡副会長】

はい、ありがとうございます。事務局から何か、今のご意見に対してありますか。お 願いします。

【事務局】

はい。ご意見ありがとうございます。そういった環境影響評価制度っていう事業者はですね、自治体ですとか住民の方と適切に環境コミュニケーションを図って、よりよい事業にしていくという制度趣旨になっておりますので、これまでの審査会の答申においてもですね、全般的事項の中で、住民の方の理解を得ながら事業を進めることという文言も付記させていただいておりますし、そういった部分も重視しながら、審査会としては技術的な助言を引き続きいただけますと幸いでございます。ありがとうございます。

【石井委員】

ちょっとよろしいですか。ここの反対している人たちはしてないって言ってるんですよね。説明がなかったって言ってるんですね。だからそれはちゃんと認識していかなくちゃいけないんじゃないかなと。要するに事業者は、自分たちに都合のいい人たちには説明してるけど、そうでない人たちには説明してないって言っているように聞こえるんですけど。

【事務局】

そうですね。制度の中で、住民説明会の開催ですとか、図書の縦覧等の情報をオープンにすることという規定はございます。その一方で、こういったご署名の意見、情報が足りないというご不安の声もありますので、そこについては例えば、知事意見への反映ですとか、事業者に対してですね、事務局からの事務的なやりとりの中で求めていくなどの対応は引き続き必要かと考えています。

【永幡副会長】

はい、ありがとうございました。最後は事業者にちゃんとやれよと、こちらが言ってもやるかやらないかは事業者任せになってしまうところもあるような部分もあるので、なかなか罰則とかがないようなものなので難しいなとは思いますけれども、ただ少なくとも僕らができることはそういうことを言い続けること、ちゃんとコミュニケーション取りなさいよっていうことを言い続けることしかないんじゃないかと思いますので、そういうところは引き続き審査会の中で、僕らが忘れずに言い続けるっていうことをやるしかないのかなと思ってお話を伺いました。いかがでしょうか。よろしいですか。では、この件に関しての質疑はこれで終了したいと思います。

(5)その他

【永幡副会長】

最後にその他でございますが、事務局から何かございますでしょうか。

【事務局】

はい。本日審査賜りました、審査事項、「CS宮城加美町太陽光発電事業環境影響評価方法書」につきましては、技術審査会の答申を参考とさせていただいた上で、今後令和4年の5月10日までに経済産業大臣あて知事意見を提出する運びとなります。文言については、永幡副会長に事務局修正案をご確認いただいた上で、委員の皆様にも確認していただき、確定までの事務処理を進めたいと思っておりますので、お力添えいただければ幸いでございます。

次回,新年度における第1回審査会については,日程は調整中ではございますが,現状,4月28日木曜日の午前中の開催を予定しております。詳細につきましては,改めてご連絡させていただきますので,お忙しいところ大変恐れ入りますが,その際はどうぞよろしくお願いいたします。事務局からは以上でございます。

はいありがとうございます。ただいまの事務局からの連絡について何かご質問とかありますか。大丈夫ですかね。それではこれで本日の議事の一切を終了することとし、以上をもって議長としての役目を終わらしていただきます。どうもありがとうございました。

【事務局】

はい。永幡副会長ありがとうございました。委員の皆様お忙しいところ,ご審査賜り,誠にありがとうございました。それでは以上で,環境影響評価技術審査会を閉会いたします。本日は誠にありがとうございました。